

みんなで作る未来のまち えべつを目指して えべつ未来づくりビジョン 中間改訂素案の意見募集

えべつ未来づくりビジョン
(第6次江別市総合計画)は

まちづくりの基本理念を示した、「えべつまちづくり未来構想」と重点的に取り組む内容を示した「えべつ未来戦略」の2つで構成されています。

平成26年3月に策定した第6次江別市総合計画の前半年間が本年度で終了するに当たり、進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、現在、見直しを行っています。

計画の見直しについては学識者や市民委員などからなる行政審議会で議論され、このたび、えべつ未来づくりビジョンの中間改訂素案がまとまりましたので、市民の皆さんの意見を募集します。

まちづくり政策



えべつ未来づくりビジョンの構成

えべつまちづくり未来構想

江別市のまちづくりの基本理念や10年後の将来都市像を定め、それを実現するために必要な手立てである「まちづくり政策」に取り組んでいます。

えべつ未来戦略

江別市の特性や優位性を活かし、まちの魅力を高めていくことにつながるテーマを「まちづくり政策」の中から選択し、取り組んでいます。

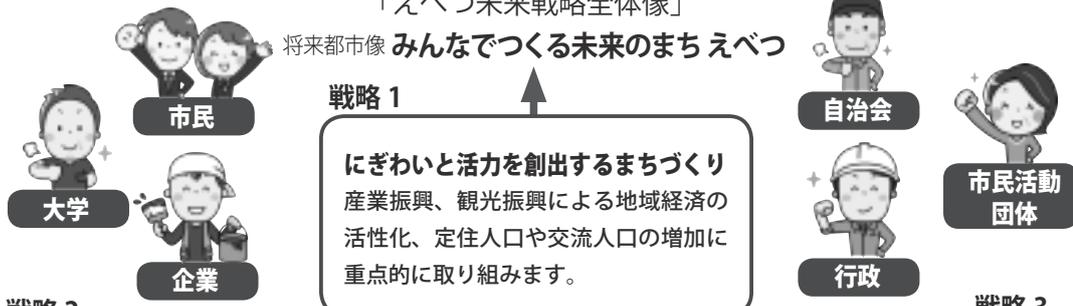
重点的・集中的

9つの分野に分けて、まちづくりに取り組んでいます



「えべつ未来戦略全体像」

将来都市像 みんなで作る未来のまちえべつ



戦略1
にぎわいと活力を創出するまちづくり
産業振興、観光振興による地域経済の活性化、定住人口や交流人口の増加に重点的に取り組みます。

戦略2
安心して子どもを産み育てることができるまちづくり
安心して子どもを産み育て、心豊かに学ぶことができる環境整備に重点的に取り組みます。

戦略3
子どもから大人までいきいきと健康に暮らせるまちづくり
さまざまな世代が健康的に安心して暮らすまちづくりに重点的に取り組みます。

基盤

ともに作る協働のまちづくり

上記3つの戦略を支える根幹は、ともにまちをつくる「協働」であり、各戦略を効果的、効率的に推進するため、多様な主体やさまざまな世代が互いに協力して取り組みます。

推進機能

えべつの魅力発信シティプロモート

上記3つの戦略を効果的、効率的に推進するため、シティプロモートは重要であり、定住人口、交流人口を増加させることを目的に、江別市の魅力発信に取り組みます。



詳細 政策推進課

☎ 381-1295

パブリックコメント 素案への意見を募集します

- 募集期間** 4月26日(木)～5月31日(木) ※必着
- 提出方法** 任意の様式に住所・氏名とご意見を記載し、募集期間中に持参、郵送、ファクス、Eメールで提出先へ。
※電話では受け付けていません。
- 提出先** 〒067-8674 高砂町6番地 政策推進課 ☎ 381-1071
- E-mail** sogokeikaku@city.ebetsu.lg.jp

えべつ未来づくりビジョンの中間改訂素案は市のホームページのほか、以下の場所で配布しています。



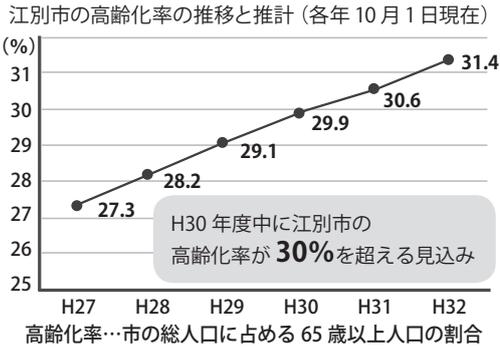
配布場所
市役所2階政策推進課、市役所1階情報公開コーナー、市役所大麻出張所、水道庁舎証明交付窓口、情報図書館、市民会館、各公民館、野幌鉄南地区センター、豊幌地区センター

江別市高齢者総合計画を策定

総人口が減少するなか、高齢者人口は増加を続け、本市においても約10年後には高齢者人口がピークを迎えることが見込まれています。今後も地域住民が、地域社会全体で世代を超え、共に支え合う仕組みづくりを進めていく必要があります。

今回策定した計画は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に作成したもので、平成30～32年度の3か年計画となっています。

計画では、アンケート結果や介護サービス利用などの実



計画に基づき介護保険料を改定します

65歳以上の介護保険料は、3年間の事業計画の介護サービス費用の推計額に基づき、市町村ごとに決定します。

今回策定した高齢者総合計画では、高齢化による介護サービス利用者数の増加や、保険給付費の増大に対応するため、平成30～32年度の所得段階別介護保険料を改定します。改定された保険料は下記の表、または6月にお送りする通知書をご確認ください。

【詳細】医療助成課 ☎ 381-1403

【詳細】介護保険課

☎ 381-1067

計画の詳細は市ホームページなどでご覧ください。

計画の重点として、介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を重点としています。

績を踏まえ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を重点としています。

65歳以上の平成30年度～32年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下（ ）は公費負担による軽減前	× 0.45 (× 0.5)	2,574円 (2,860円)	30,890円 (34,320円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え、120万円以下	× 0.65	3,718円	44,620円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える	× 0.75	4,290円	51,480円
第4段階	本人が市民税非課税で他の世帯員が課税されていて、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	× 0.9	5,148円	61,780円
第5段階	本人が市民税非課税で他の世帯員が課税されていて、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える	基準額	5,720円	68,640円
第6段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が120万円未満	× 1.2	6,864円	82,370円
第7段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	× 1.3	7,437円	89,240円
第8段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	× 1.5	8,580円	102,960円
第9段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が300万円以上350万円未満	× 1.7	9,724円	116,690円
第10段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が350万円以上400万円未満	× 1.8	10,297円	123,560円
第11段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	× 1.9	10,868円	130,420円
第12段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満	× 2.1	12,013円	144,150円
第13段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が1,000万円以上	× 2.3	13,157円	157,880円

※月額保険料は年額保険料を月額に換算したものです。※所得段階第1段階の方は、公費負担により保険料が軽減され、保険料率は0.45となります。※表記の「合計所得金額」は、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額です。また、第1～5段階は「合計所得金額」のうち公的年金等に係る雑所得を除いた額で算定します。